

2019 年 10 月

PGF 生命
ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル
生命保険株式会社

令和元年台風 15 号および 19 号により被災されたお客さまへの
「特別なお取り扱い」についてお知らせいたします

このたびの台風 15 号および 19 号により被害を受けられました方々に、心よりお見舞い申し上げます。

一日も早い復興を心からお祈りいたします。

弊社では、このたびの台風により被災されたお客さまに、次のお取り扱いを実施しております。

《 「特別なお取り扱い」の主な内容 》

- ◇ 保険料をお払い込みいただくことができない場合でも、2020 年 4 月 30 日までご契約を失効させないお取り扱いをいたします。
- ◇ 病院の事情により入院できず、臨時施設等で治療後に入院をされた場合は、被災日から入院したものとしてお取扱いいたします。
- ◇ 2019 年 10 月 12 日から 2019 年 12 月 31 日までに受け付けをした契約者貸付の利率を一定期間、0.0%といたします。

■特別なお取り扱いを行う契約

台風 15 号および 19 号により災害救助法の適用された地域に居住し被災されたお客さまのご契約

■特別なお取り扱いを行う期間

2019 年 12 月 31 日まで ※別途期限のあるものは次頁に個別に記載しております。

■「特別なお取り扱い」の内容

1.ご契約を失効させないお取り扱い

お申し出により保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6カ月延長するお取り扱いを開始しておりますが、さらに特別なお取り扱いとして、お申し出がなかった場合においても、2020年4月30日までご契約を失効させないお取り扱いをいたします。

なお、2020年5月1日以降、契約の継続をご希望される場合は、2020年4月30日までにこの間の保険料をお払い込みいただく必要があります。

2.保険金・入院給付金等のお支払い

①次の場合、医師の証明書等に基づきお支払い対象といたします。

・病院の事情により早期退院して、臨時施設等で治療を受けた場合。

・病院の事情により入院できず、臨時施設等で全治療を受けた場合。

②病院の事情により被災後すぐに入院できず、臨時施設等で治療後に入院した場合は、被災日から入院したものとしてお取り扱いをいたします。

③請求書類について、被災地域での公的書類等の取得が困難な場合は、必要書類の省略・代用のお取り扱いをいたします。

3.契約者貸付利息の減免

2019年10月12日から2019年12月31日までに受け付けをした新規の契約者貸付について、以下のとおり利息を減免いたします。

【適用利率】 年0.0%

【適用期間】 貸付日から2020年4月30日まで

4.保険金・給付金・契約者貸付金・解約返戻金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略すること等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

詳細およびご不明な点につきましては、下記コールセンターまでお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

| 金融機関等を通じてご加入の お客さま専用ダイヤル | 旧大和生命でご加入の お客さま専用ダイヤル |
|--|--|
| 通話料 無 料 0120-56-2269 | 通話料 無 料 0120-28-2269 |
| 受付時間 平日8:30~20:00 ※ 土曜9:00~17:00 (日・祝日・12/31~1/3を除く) | 受付時間 平日9:00~17:30 (土・日・祝日・12/31~1/3を除く) |
| ※4/1(水)から平日の受付時間が9:00~18:00 に変更となります。ご注意ください。 | |